

株式会社L i f e-m a t e 身体拘束等の適正化のための指針

ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

第1条 株式会社L i f e-m a t e は、障害者虐待防止法、児童虐待防止法の趣旨を理解し、障害者及び障害児（以下、利用者という。）に生きがいと安心、安全を提供するという使命感を常に自覚し、利用者に寄り添った支援、障害福祉サービスを提供していく。

2 会社L i f e-m a t e は、身体拘束に関し、次の方針を定め、全ての職員に周知徹底をする。

- ① 身体拘束は廃止すべきものである。
- ② 身体拘束の廃止に向けて常に努力をする。
- ③ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- ④ 身体拘束を許容する考え方をとらない
- ⑤ 全職員の強い意志で支援の本質を考えることに挑む。
- ⑥ 身体拘束を行わないための創意工夫を忘れない。
- ⑦ 利用者の人権を最優先に考慮する。
- ⑧ やむを得ない場合、利用者及び家族に十分な説明を行って身体拘束を行うこととする。
- ⑨ 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず身体拘束ゼロを目指す。

イ 身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

第2条 株式会社L i f e-m a t e は、身体拘束等の適正化を目的として、身体拘束適正化委員会を設置する。

2 身体拘束適正化委員会は、年間1回以上の開催し、以下のことを行う。

- ① 身体拘束ゼロを目指すため及び身体拘束適正化のために、身体拘束等の適正化のための指針、各事業所の運営規定を随時確認し、必要に応じて見直しや修正等を行う。
- ② やむを得ず身体拘束が行われ報告された事例について、集計、分析を行う。
- ③ 事例の分析にあたっては、身体拘束の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策の検討を行う。
- ④ 奉告された事例および分析結果について、全ての職員に周知徹底をする。
- ⑤ 身体拘束適正化委員会が開催されたこと及び当委員会の内容について、全ての職員に周知徹底をする。
- ⑥ 身体拘束適正化のための研修を定期的に開催することとする。
- ⑦ 日常の活動や支援、業務等において、利用者の人権を尊重した適切な関り等が行われているか確認する。
- ⑧ 身体拘束等の兆候がある場合には、慎重に調査をし、検討及び対策を講じる。

3 身体拘束適正化委員会は、株式会社L i f e-m a t e 代表取締役、株式会社L i f e-m a t e 統括マネージャー及び全ての事業所の管理者で構成し、身体拘束適正化委員長は、統括マネージャーとする。

ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

第3条 株式会社L i f e-m a t e は、身体拘束等の適正化のための研修について、以下の通りとする。

- ① 株式会社L i f e-m a t e 年間研修計画に沿って開催する。
- ② 新規採用者については、入職後1か月以内に当研修を開催する。
- ③ 身体拘束適正化委員会の構成員は、外部機関が主催する研修会等に積極的に参加することとする。

エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

第4条 株式会社L i f e-m a t e は、障害福祉サービスの提供にあたり、利用者本人の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等により利用者の行動を制限する行為を行わない。

（1）障害者虐待防止法にて「正当な理由なく利用者の身体を拘束すること」は、身体的虐待に該当する行為であり、具体的

には以下の行為が該当する。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するためミトン型の手袋等を着ける。
- ③ 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着させる。
- ④ 支援者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるため、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

（２）身体拘束等を行わずに支援するための３つの原則

①身体拘束を誘発する原因を探り除去する。

身体拘束をやむを得ず行う場合、必ず理由や原因がある。利用者ではなく支援する側の関わり方や環境等に問題があることも少なくない。利用者の個別の理由や原因を徹底的に探り、除去する支援が必要である。

②以下の５つの基本的な支援を実行し、不穏になられる原因を除去したり、転倒リスク等を軽減して身体拘束によらない支援を提供する。

i 起きる

人は座って重量が上からかかることによって覚醒する。目を開き耳が聞こえて自分の周囲で起きていることがわかる。これは臥床して天井を見ていたのではわからない。起きることは人間らしさを追求する第一歩である。

II 食べる

食べることは人にとって楽しみ、生きがいであり、脱水予防、感染予防にもなり、点滴や経管栄養が不要になる。食べることは支援の基本である。

III 排泄する

なるべくトイレで排泄することを基本に、おむつを使用している人は随時交換が重要である。おむつに排泄物がついたままでは気持ち悪く「おむついじり」などの行為に繋がる。

IV 清潔にする

きちんとお風呂に入ることを基本に、人は皮膚が不潔であればかゆみの原因にもなる。そのために大声を出したり、夜眠れずに不穏になったりする。皮膚の清潔を保つことで快適になり周囲も支援しやすく、人間関係も良好になる。

V 活動する（アクティビティ）

利用者の状態や生活歴に合ったよい刺激を提供することが重要である。具体的には音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、テレビ等が考えられる。言葉の刺激、言葉以外の刺激もあるが、その人らしさを追求する上で心地よい刺激が必要である。

オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

第5条 身体拘束を行わないことが原則であるが、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

尚、「利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には身体拘束は認められるが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の３つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限る。

※ 緊急やむを得ない場合の対応とは、支援の工夫等では十分に対処できない一時的な事態に限定される。安易にやむを得ないとして身体拘束を行わないよう慎重に判断する。具体的には、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 2001 年 3 月）に基づく要件、手続きに沿って慎重に判断する。

※ ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能が行かせるよう安定した着座姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は、やむを得ない身体拘束ではなく、その行為が行われないことがかえって虐待に該当することに留意する。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

i 切迫性 利用者又は他の利用者の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

II 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える支援の方法がないこと。「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でもまずは身体拘束を行わず支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手段が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法も利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。

III 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。「一時性」を判断する場合には、利用者の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

仮に上記3要件を満たす場合においても以下の点に留意する。

i 組織による決定と身体拘束に関する説明書等への記載

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、職員の支援会議等で組織として慎重に検討し決定する。この場合でも委員会の議題として上げて慎重に協議するものとし、基本的には個人的判断では行わない。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、緊急やむを得ず身体拘束等に関する説明書に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由等を記録する。

II 利用者、家族等への十分な説明

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、利用者や家族等に対して、事前に身体拘束に関する説明書等にて、その趣旨等を説明し十分な理解を得る。説明は、事業所の管理者又はそれに準ずる者が行う。
- ・事前に利用者や家族等に説明し理解を得ている場合でも、実際に身体拘束を行う時点において、必ず個別に説明をし、十分な理解を得る。

III 行政等への相談、報告

- ・身体拘束を行う場合、当該利用の援護地等の行政機関に対し、相談、報告を行う。
- ・行政機関等に報告、相談することによって、支援の困難事例等に取り組み、組織的な虐待及び身体拘束の防止、ゼロ化を推進する。

IV 身体拘束に関する事項の記録

- ・緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等の必要事項を記録する。
- ・緊急やむを得ない場合に該当しないと判断された場合には、直ちに拘束を解除し利用者や家族等に報告し、記録する。
- ・記録は「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書」を使用する。
- ・「緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明書」は、職員間や事業所間等にて共有し、整備する。
- ・当該説明書の保管は、サービスの提供が終結した後から起算し5年間とする。

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

第6条 当該指針は、株式会社Life-mateのすべての事業所が常備することとする。

また、本指針は公表し、利用者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧することができるものとする。

キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

第7条 身体拘束等を行わないために、すべての職員、事業所において以下の点を十分議論をし共通認識のもと、日々のサービス提供を行う。

- i マンパワーが足りないことを理由に、安易に身体拘束を行っていないか
- II 事故発生時の法的責任等の回避のために、安易に身体拘束を行っていないか
- III 転倒等のリスク排除だけに重きを置いて、安易に身体拘束を行っていないか
- IV 障害があるということだけで、安易に身体拘束を行っていないか
- V 真に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等の必要性の判断をしているか

2 身体拘束の防止、ゼロ化をきっかけにより良い支援の実現を目指す。

「言葉による拘束（スピーチロック）」にも十分な配慮をし、ゼロ化を目指す。

附則

本指針は、令和3年4月1日から適用する。